



百科



笑は問い合わせ先です

年金は高齢社会の必需品

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成13年度（平成13年4月から14年3月まで）の国民年金保険料の納め忘れはありませんか。市役所で発行した納付書や未納通知ハガキで保険料が納められるのは、4月30日までです。もう一度確認ください。

未納期間があると、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金などが受けられなくなる場合があります。

市町村では、平成14年4月以降は14年度および未納保険料に係る納付書の発行ができなくなりまし。社会保険事務局に直接または年金係に申し出てください。後日、社会保険事務局から本人あて直接郵送されます。

社会保険事務局大河原事務所
〒0224・511・3111

生涯を安心して暮らすためには、

やがて必ず訪れる老後において、現役時代と大きく変わらな生活のできる収入が確保されていることが必要です。

このような収入を確保する上で、私たちは次のような不確定要因に直面します。

老後の余命期間は予測不可能。現役時代から老後までの、長い期間に起こるであろう賃金や物価の上昇などの経済社会変動は大きく、かつ予測不可能。老後を迎える前に障害を負う可能性、死亡して遺族が残される可能性。

《貯金？》
今後の予測不可能な中で、老後に必要となる貯蓄額をあらかじめ見通し、貯蓄だけで確実に対応することは通常無理。

《子供の扶養》
子供からの扶養も、親子の扶養関係が変化の中で、少子化の進

展などにより、親を扶養する場合の子供一人当たりの負担は大きくなっており、これに依存し続けることは困難。

公的年金は、将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後の収入確保を約束できる唯一のもので

年金受給権は最低25年

これまでに国民年金保険料を納付した期間（免除期間を含む）と併せて、厚生年金などの期間があつても、60歳までに25年以上の期間を満たさないと、年金の受給資格を得ることができなくなります。不足期間分については、60歳以降任意加入することもできますが、免除制度は適用できませんので、納付する以外に方法がありません。確実にやってくる老後、これからも決して遅くはありません。この機会にぜひ考えてみてください。

問市民課国民年金係
〒22・1312

平成14年度福祉タクシー利用助成券を交付します

平成14年度も福祉タクシー利用助成券を交付いたします。交付対象者は昨年と変更ありませんので、該当される方はお早めに交付申請をしてください。

対象者 身体障害者手帳「1級」「2級」「3級」をお持ちの方
療育手帳「A」をお持ちの方
特別児童扶養手当証書「1級」をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳「1級」および「2級」をお持ちの方
ただし、施設入所者は除きます。

利用できるタクシー会社
白石タクシー（〒26・2154）
菊地タクシー（〒26・3121）
観光タクシー（〒26・2181）
福祉タクシーひまわり（〒25・6199）

国保税 Q&A

Q. 4月に国保に加入する届け出をしましたが、納付書が来ないのですが、納付書がないのですか？
A. 白石市では、今年の税額が確定するまで暫定賦課ということ。前年度の税額の3/8の額を1期から3期で納めていただいております。

4月以降に届け出をされた方は前年中の税額がないため、納付書が手元に届くのは、個々の所得が確定し、国民健康保険



春の交通安全 市民総ぐるみ運動

実施期間 4月6日(土)から15日(月)までの10日間
運動の重点目標
・子供と高齢者の交通事故防止
・飲酒運転など悪質・危険な運転の追放
・シートベルトとチャイルドシートへの着用の徹底

昨年、白石市では交通事故で4人の尊い命が失われております。悲惨な事故を無くし、「くらし日本一のまち」実現のためにも、市内においてより一層の交通安全思想の普及と意識の高揚を推進してまいります。

本運動期間中の市民の皆様のご協力をお願いいたします。
問生活環境課 〒22・1314

春の消防演習 市内一斉サイレン

白石市消防団では、4月14日(月)午前8時30分より東中学校グラウンド（雨天時は同校体育館）において、春の消防演習を行います。

当日、団員招集のため、午前7時に市内一斉にサイレンの吹鳴および打鐘をいたしますので、火災と間違えないようご注意ください。
問生活環境課 〒22・1314

4月1日から 老人保健の外来時一部負担金が変わります

老人保健法などの改正により、老人保健による外来時の一部負担金が次のように変わります。
問保険課老人保健係
〒22・1361



一部負担金改定の内容（平成14年4月1日から）

病院	定率1割負担 上限は次のとおりです。 ・200床未満の病院 3,000円/月 ・200床以上の病院 5,000円/月	(改定前)	(改定後)	3,200円/月 5,300円/月
診療所	次のどちらかを各診療所が選択 上限は次のとおりです。 ・定額負担 1日につき 800円(月4回まで) ・定率1割負担 3,000円/月	(改定前)	(改定後)	850円(月4回まで) 3,200円/月
【院外処方の場合】～病院および定率制の診療所が対象 医療機関と薬局にそれぞれ定率1割負担で、上限は次のとおりです。				
・診療所およびベット数200床未満の病院		(改定前)	(改定後)	1,500円/月 1,600円/月
・ベット数200床以上の病院		(改定前)	(改定後)	2,500円/月 2,650円/月
訪問看護	次のどちらかを各事業者が選択 上限は次のとおりです。 ・定額負担 1日につき 600円(月5回まで) ・定率1割負担 3,000円/月	(改定前)	(改定後)	640円(月5回まで) 3,200円/月

介護保険料 質問箱

Q. 4月に届いた介護保険料の仮徴収額決定通知書（仮徴収額納付通知書）の内容について教えてください。

A. 毎年4月に、介護保険料が年金から天引きされている方（特別徴収）には仮徴収額の決定通知書を、また、納付書により納めている方（普通徴収）には仮徴収額納付通知書をお送りしています。

これは、4月の時点では介護保険料の算定の基礎になる前年度の所得がまだ確定していないため、前年度の保険料額を基礎とし

て暫定的に賦課するものです。仮徴収額の算定方法は次のとおりになります。

保険料が年金から天引きされている方（特別徴収の方） 仮徴収として、昨年度最後の納期（2月）に天引きされた保険料額と同額の保険料を4月、6月、8月から天引きいたします。

納付書により保険料を納付している方（普通徴収の方） 仮徴収として、前年度保険料額の8分の3を4月、5月、6月の納期に納めていただくこととなります。

4月は介護保険料普通徴収第1期の納期です。
問 税務課介護保険料係
〒22・1313

みんなで防ごう「山火事」

これから空気が乾燥し風が強くなり、火災が起こりやすい気象条件がそろいます。

それに加え、枯れ草など火のつきやすいものが多く、山火事が発生しやすくなります。

ちょっとした気の緩みが大きな火災につながりますので、火の取り扱いには細心の注意を払うようにしましょう。



たばこは消してから携帯灰皿に入れること。
火遊びは絶対にしない、させないこと。
火を取り扱うときは必ず消火の準備をすること。

『火を消して 森を消さない 心がけ』（平成14年全国山火事予防運動統一標語）
問白石消防署 〒25・2259